

地域経済の持続へさらなる対策を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域経済は深刻な状況が続いています。需給ギャップは4～6月期でマイナス10.2%、7～9月期でもマイナス6.2%と、年換算で数十兆円の需要不足となっています。10月の完全失業率は3.1%と3年5か月ぶりの高水準であり完全失業者数は214万人にのぼっています。京都府の中小企業の9割がコロナ禍で売り上げが減少しています。

政府は持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金の拡充などを行ってきましたが、この冬の感染拡大でふたたび休業要請や自粛要請などが行われるもと、「これでは足りない」「年を越せない」等の声も広がっています。長引く事態に対応した、さらなる対策が求められています。

よって国におかれては、地域経済の持続のために、次の対策に取り組まれることを強く求めます。

記

1. 持続化給付金や家賃支援給付金などの「不備による未給付」について、親身に対応し必要な支援を事業者届けに届けること。
2. 持続化給付金や家賃支援給付金の複数回の給付など、コロナ禍を乗り切れるまでを見通した事業者支援を具体化すること。
3. 地方自治体が地域や業種の実情に応じて行っている事業継続のための支援をさらに継続・充実できるよう、国として地方への財政支援を強化すること。
4. 解雇や雇止め抑止のために、あらゆる行政施策、政治手段をとること。
5. 徴収猶予を行った税について、来年に2年分の納付を一度に求めるのではなく、減免制度を創設すること。
6. 消費税を時限的に減税すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月18日

京都府長岡京市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
経済産業大臣、総務大臣